

共団体については、

- ・ 一時保護施設整備（ハード交付金）
- ・ 児童虐待防止対策支援事業のうち「一時保護機能強化事業」及び「24時間・365日体制強化事業」

について、緊急整備計画の策定を補助要件とするのでご留意願いたい。

なお、22年度以降については、各地方公共団体において、後期行動計画に基づき社会的養護体制等に必要な整備を図っていただくこととなるが、一時保護所についても同様に計画策定の対象となるため、おってお示しする「一時保護所の整備量の見込みに当たっての留意点」を参考とし、適切な整備量の確保に努められたい。

（3）市町村の体制強化について

① 地域協議会の機能強化等について

平成19年度に全国の市町村が対応した児童虐待に関する相談対応件数は5万件を超えて、児童相談所における相談対応件数と同様に増加している。一方、相談体制をみると市町村間の格差が大きく、専門職員の確保など、その体制強化等が課題となっている。

児童虐待による死亡事例をみると、市町村等が関与していたにもかかわらず、適切なリスク判断や児童相談所との連携ができずに児童が死亡に至った事例も存在する。こうした状況からも、市町村の児童家庭相談体制を強化するため、各地域の児童虐待防止対策の要となる地域協議会の機能強化を図ることが重要である。

20年4月現在、地域協議会（虐待防止ネットワークを含む。）の設置率は、94.1%と増加したところであるが、未設置の市町村についても、21年度中に地域協議会を設置（虐待防止ネットワークからの移行を含む。）していただきたいので、都道府県におかれても、管内市町村への積極的な働きかけをお願いしたい。（関連資料8（64頁））

また、改正児童福祉法により、本年4月から、地域協議会の支援対象として、要支援児童及びその保護者並びに支援を特に必要とする妊婦が加えられるとともに、その調整機関に一定の専門性を有する職員（※）を配置する努力義務を課すこととされたところである。

そのため、21年度予算案においても引き続き、地域協議会に一定の専門性を有する職員を配置していくことなどを条件に、調整機関職員等の研修などの専門性強化を図るための取組や乳児家庭全戸訪問事業等との連携を図る取組を支援する「子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業」（次世代育成支援対策交付金）を措置しているので、こ

れらも活用しながら地域協議会の機能強化に努めていただきたい。

(※) 具体的には、児童福祉法施行規則において、児童福祉司たる資格を有する者又はこれに準ずる者として、保健師、助産師、看護師、保育士、教育職員免許法に規定する普通免許状を有する者、児童福祉施設最低基準第21条第3項に規定する児童指導員を定める予定。

② 乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業について

改正児童福祉法により、これらの事業は、本年4月から、「乳児家庭全戸訪問事業」、「養育支援訪問事業」として法律に位置付けられるとともに、事業の実施について市町村に努力義務を課すこととされたところである。これらは、乳児家庭全戸訪問事業等により、要支援家庭が早期に把握され、継続支援としての養育支援訪問事業等につながり、家庭の養育力の向上を図り、ひいては児童虐待等を予防することにつながる重要な事業と考えているので、各都道府県におかれても管内の全ての市町村で両事業が効果的に実施されるよう、情報提供や研修等の実施に努められたい。

今般、有識者の意見も聞きながら、市町村向けのガイドラインを策定することとしている。(関連資料9～11(93頁～104頁))

なお、両事業は社会福祉法の第2種社会福祉事業に位置付けられることから、事業の届出及び指導監督等についても留意していただきたい。

(4) 児童家庭相談に携わる職員の研修について

児童家庭相談に携わる職員を対象とした研修については、今日の現場状況にあった効果的な研修内容となるよう、国が実施する研修と都道府県が実施すべき研修の関係を整理するとともに研修の体系化を図り、平成20年度から、国としては、①児童相談所内の指導的立場にある者を対象とした研修、②都道府県が市町村の調整機関職員等を対象に実施する「児童福祉司任用資格取得のための研修(講習会)」等の研修指導者の養成研修、③児童虐待対応における更なる専門性向上のための特別な研修等を実施しているところである。

さらに、改正児童福祉法により、本年4月から、児童相談に係る市町村職員の研修が都道府県の業務とされるため、今後は、各都道府県における児童家庭相談に携わる職員の研修体制がなお一層充実されるよう、市町村職員も対象に加えた「児童福祉司任用資格取得のための研修(講習会)」(児童虐待・DV対策等総合支援事業(統合補助金))を実施す

るなど、市町村の専門性向上について配意を願いたい。

あわせて国の実施する研修について、管内市町村にも周知を図った上で、積極的な受講派遣をお願いする。(関連資料 1 2～1 4 (105頁～107頁))

(5) 児童虐待防止に向けた啓発活動について

平成21年度においても、関係機関、団体等と連携しながら、「児童虐待防止推進月間」を実施し、月間標語の公募、広報啓発ポスター・チラシの作成・配布、政府広報を活用した各種媒体（テレビ、新聞等）による啓発等を行うほか、全国フォーラムを11月14日（土）～15日（日）に新潟県妙高市において開催する予定である。

また、地方自治体が実施する、児童虐待防止推進月間、オレンジリボン・キャンペーンの取組については、「児童環境づくり基盤整備事業」（児童育成事業推進等対策事業）の優先採択としており、現在、21年度の協議を受け付けているので、積極的に協議を行われない。

3. 児童福祉施設等の整備及び運営等について

(1) 児童福祉施設等の整備について

① 整備量の確保について

児童福祉施設等に係る施設整備事業については、平成20年度第1次補正予算80億円、第2次補正予算1,000億円（文部科学省分を含む）、平成21年度予算案50億円を確保し、地域の実情に応じた施設整備が十分に可能となる整備量を確保しているところである。

② 平成20年度第2次補正予算について

平成20年度第2次補正予算においては、都道府県に基金を造成し、「新待機児童ゼロ作戦」による保育所の整備等、認定こども園等の新たな保育需要への対応及び保育の質の向上のための研修などを実施し、子どもを安心して育てることが出来るような体制整備を行う費用を計上しているところである。

③ 平成21年度予算案について

平成21年度予算案においては、次世代育成支援対策施設整備交付金として、児童養護施設等の小規模化や児童相談所一時保護施設の環境改善等を図る整備などを推進するため、50億円計上したところである。また、次世代育成支援対策施設整備交付金の交付基準額につい

て、資材費及び労務費の動向を踏まえ、2.0%引き上げるとともに、平成21年度より、対象施設として、ファミリーホーム・自立援助ホーム・妊産婦ケアセンター（仮称）・小規模分園型母子生活支援施設を加え、心理療法室・親子生活訓練室整備加算等の対象となる施設を拡大することとしたところである（別冊（交付要綱、実施要綱等）資料1）。

なお、平成20年度第2次補正予算に計上している安心こども基金（仮称）において、平成22年度までに集中的に、民間保育所及び子育て支援のための拠点施設の整備を実施することとしたことから、次世代育成支援対策施設整備交付金の平成21年度予算案においては、この民間保育所及び子育て支援のための拠点施設の施設整備は対象外としたところである。

④ 独立行政法人福祉医療機構融資の取扱いについて

平成21年度より、独立行政法人福祉医療機構から、福祉貸付を受ける場合の融資条件について、「新待機児童ゼロ作戦」等の取組を進めるため、以下のとおり拡充することとされているので、関係施設等への周知をお願いしたい。

ア 保育所整備に係る融資率 80%→90%（平成22年度まで）

イ 放課後児童クラブ整備に係る融資率 75%→90%

（平成22年度まで）

ウ 自立援助ホーム整備に係る融資率 75%→80%

⑤ 社会福祉施設整備業務の再点検について

不祥事案の防止の観点から、国庫補助金や交付金協議の対象施設の選定手続の見直し、社会福祉法人の認可や運営に関する業務の適正化等を図るため、平成13年7月23日付で「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について」を発出しているところである。

各都道府県市におかれては、本通知を踏まえ、施設整備業務の再点検を行うとともに、社会福祉法人等に対し指導の徹底を図られたい。

《参考》

- ・「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月1日障第890号、社援第2618号、老発第794号、児発第908号）
- ・「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について」（平成13年7月23日雇児発第488号、社援発第1275号、老発第274号）など